

障 事 第 1 3 0 2 号
令 和 3 年 1 月 8 日

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様
指定障害児通所支援事業所 管理者 様
指定障害者支援施設 施設長 様
指定障害児入所施設 施設長 様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長
(公印省略)

緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（通知）

令和3年1月7日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言を行い、2月7日までの間、千葉県を含む4都県を実施すべき区域として指定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これに伴い、別紙1のとおり、厚生労働省より緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について通知されたところです。

また、本県においては、国の基本的対処方針を踏まえ、別紙2のとおり感染拡大防止対策をとることとしています。

障害福祉サービス等事業所が提供する各種サービスについては、十分な感染防止対策を前提として継続的に提供されることが求められていますので、各事業所等においては、別紙1に記載された関連通知等を参考として感染防止対策の徹底に努めるとともに、別紙3～5のチェックリストでの確認を引き続き実施し、感染防止に努めてください。

これ以上の感染拡大を何としても抑え、医療崩壊を防ぐため、一層の御協力をお願いします。

千葉県健康福祉部障害福祉事業課法人指導班
電話 043-223-2646 F A X 043-222-4133
E-mail shougai-houjin@mz.pref.chiba.lg.jp